

新	旧	備考
<p data-bbox="163 248 983 367">貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等 について</p> <p data-bbox="495 432 983 499">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00073 最終改正 <u>平成 26 年 2 月 26 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="163 549 983 850">この規程は、企業総合保険手続細則第 1 条の規定により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第 2 第 1 号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書附帯別表第 1 に掲げる輸出契約等のうち日本貿易保険が定める 2 年未満案件「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」に適用するものとする。</p> <p data-bbox="163 935 539 967">1. 基本的引受基準 （略）</p> <p data-bbox="163 1013 371 1045">(1)～(9) （略）</p> <p data-bbox="163 1091 983 1506"><u>(10) 仕向地が公海（いずれの国の排他的水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国の群島水域にも含まれない海洋であって、海洋法に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Law of the Sea。以下「国連海洋法条約」という。）第 86 条に定義するものをいう。）又は排他的経済水域（国連海洋法条約第 55 条に定義するものをいい、国連海洋法条約第 33 条に定義する接続水域を含む。）（以下「公海等」という。）である輸出契約等（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）は、約款第 3 条第 1 号及び第 3 号に規定するてん補危険について、特約書第 1 条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。但し、約款第 3 条第 1 号のてん補危険について、被保険者が保険契約の</u></p>	<p data-bbox="1010 248 1830 367">貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等 について</p> <p data-bbox="1382 432 1830 499">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00073 沿革（略）</p> <p data-bbox="1010 549 1830 850">この規程は、企業総合保険手続細則第 1 条の規定により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第 2 第 1 号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書附帯別表第 1 に掲げる輸出契約等のうち日本貿易保険が定める 2 年未満案件「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」に適用するものとする。</p> <p data-bbox="1010 935 1386 967">1. 基本的引受基準 （略）</p> <p data-bbox="1010 1013 1218 1045">(1)～(9) （略）</p>	

新	旧	備考
<p><u>締結を希望する場合はこの限りではない。</u></p> <p>(11) その他</p> <p>① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等又は仕向地が公海等である輸出契約等（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあつては、「貿易一般保険運用規程」（平成13年4月1日 01-制度-00034）第15条により取り扱うこととする。</p> <p>③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。<u>ただし、仕向地が公海等である輸出契約等（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であつて約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。</u></p> <p>2. 国別引受基準 （略）</p> <p>附 則 [平成26年2月26日] この改正は、<u>平成26年2月28日</u>から実施する。</p> <p>[別紙1] ～ [別紙5] （略）</p>	<p>(10) その他</p> <p>① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあつては、「貿易一般保険運用規程」（平成13年4月1日 01-制度-00034）第15条により取り扱うこととする。</p> <p>③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。</p> <p>2. 国別引受基準 （略）</p> <p>[別紙1] ～ [別紙5] （略）</p>	

貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について・新旧対照表

新	旧	備考
[別表 1] ~ [別表 2] (略)	[別表 1] ~ [別表 2] (略)	